

「国有林野の管理経営に関する基本計画」の策定について

1 管理経営基本計画の位置付け

「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）は、国有林野の管理経営に関する基本方針等を明らかにするため、農林水産大臣が5年ごとに定める10年を一期とする計画。

2 管理経営基本計画策定のポイント

今回の策定は、平成25年12月の計画策定から5年が経過するために行うもの。国民共通の財産である国有林野の管理経営については、民有林に係る施策との一体的な推進を含めて、以下のような取組を計画的に推進。

この中で、本年5月に成立した「森林経営管理法」に基づく民有林における「森林経営管理制度」が円滑に機能するよう国有林の取組等について計画に反映。

① 公益重視の管理経営の一層の推進

- ・ 重視すべき機能に応じ5タイプに区分し、公益林として管理経営
- ・ 森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を推進
- ・ 総合的な流木対策、近年の大規模災害の発生、気候変動による大雨の発生頻度の増加を踏まえた治山事業の推進
- ・ 地球温暖化防止に向けた森林の適正な整備や木材利用等、生物多様性保全の観点での溪流沿い等の森林の保全、気候変動への適応を踏まえた「保護林」の保護・管理等の推進

② 林業の成長産業化への貢献等

- ・ 民有林における森林経営管理制度が円滑に機能するよう意欲と能力のある林業経営者の育成支援や市町村林務行政に対する技術的支援に取り組むなど、林業の成長産業化等への貢献
- ・ 低コスト造林技術や先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証等を積極的に推進

③ 「国民の森林^{もり}」としての管理経営、地域振興^{もり}への寄与等

- ・ 国民の財産である国有林野をより開かれた「国民の森林^{もり}」として管理経営
- ・ 訪日外国人旅行者数の増加等を踏まえた、国有林野の観光資源としての活用^{もり}の推進
- ・ 東日本大震災からの復旧・復興について、海岸防災林の再生や避難指示解除等を踏まえた森林整備の推進